

第6回 議会運営委員会記録

1 日 時 令和5年5月17日(水) 午前10時00分 開会

2 場 所 議会委員会室

3 出席委員 8名

委 員 長	霜 鳥 榮 之	委 員	阿 部 幸 夫
副 委 員 長	関 根 正 明	〃	村 越 洋 一
委 員	高 田 保 則	〃	天 野 京 子
〃	岩 崎 芳 昭	〃	渡 部 道 宏

4 欠席委員 0名

5 欠 員 0名

6 職務出席者 2名

議 長 佐 藤 栄 一 (副 議 長 高 田 保 則)

7 説 明 員 0名

8 事務局員 3名

事 務 局 長	阿 部 光 洋	主 査	貫 和 志 行
庶 務 係 長	霜 鳥 一 貴		

9 件 名

- 1) 令和5年第3回妙高市議会定例会の運営について
- 2) 全員協議会報告事項
- 3) 議会改革に伴う議員発議について
- 4) その他議会運営について
- 5) その他

○委員長（霜鳥榮之） みなさんおはようございます。ただいまから議会運営委員会を開会いたします。なおマスクについては自由でございますので、そのように対応をお願いします。佐藤議長。

○議長（佐藤栄一） おはようございます。本日は、主に6月定例会の運営について審議いただきたいものです。よろしく願いいたします。

1) 令和5年第3回妙高市議会定例会の運営について

○委員長（霜鳥榮之） それでは、レジメに従いまして順次進めさせていただきます。1) 令和5年第3回妙高市議会定例会の運営についてを議題といたします。レジメ、①会期については記載のとおり告示は5月21日、招集は5月29日であります。まず初めに、付議予定案件について説明を願います。局長。

○事務局長（阿部光洋） 付議予定案件は別紙4ページから6ページの令和5年第3回定例会付議予定案件をご覧ください

さい。まず、報告第2号から5号までは、報告案件4件です。いずれも専決処分の承認を求めるものです。報告第2号は市民税務課所管です。令和5年度税制改正に伴う地方税法の改正により、軽自動車税の環境性能割の税率区分の改定が必要となり、新年度課税に影響があることから、条例の規定を改正するため、令和5年3月31日付で専決処分したものです。報告第3号は、健康保険課所管です。令和5年度税制改正に伴う地方税法の改正により、国民健康保険税の課税限度額及び軽減判定所得基準額の改定が必要となり、新年度課税に影響があることから、条例の規定を改正するため、令和5年3月31日付で専決処分したものです。報告第4号は、健康保険課所管です。被保険者数の増加に伴い、新潟県後期高齢者医療広域連合へ納付する保険料等負担金が不足するため、補正予算を令和5年3月31日付で専決処分したものです。報告第5号は、こども教育課所管です。食費等の物価高騰の影響を受けた低所得の子育て世帯を支援する生活支援特別給付金の費用を補正するとともに、給付金を速やかに対象者へ支給するため、令和5年4月19日付で専決処分したものです。次に、議案第34号と35号は、条例関係2件です。議案第34号は、市民税務課所管です。令和5年度税制改正に伴う地方税法の改正により、森林環境税の賦課徴収方法や特定小型原動機付自転車に係る軽自動車税種別の税率の改定などの所要の改正を行うため、条例の一部を改正したいものです。議案第35号も、市民税務課所管です。電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正により、コンビニ等でスマートフォン端末による印鑑証明の取得が可能となることから、条例の一部を改正したいものです。次に、議案第36号から38号までは、事件議決3件です。議案第36号は、企画政策課所管です。新市建設計画に基づき実施する施設整備の完了年度と計画期間の整合を図るため、新市建設計画の期間を1年延長することについて、県との協議が整ったことから、計画の変更を行いたく、議会の議決を求めるものです。議案第37号は、建設課所管です。ロータリー除雪車1台の取得について、予定価格が2千万円を超えることから、議会の議決を求めるものです。議案第38号も、同じく建設課所管です。除雪ドーザ1台の取得について、予定価格が2千万円を超えることから、議会の議決を求めるものです。次の、補正予算は、一般会計2件です。そのうちの議案第39号の一般会計補正予算(第2号)は、初日のうちに採決をお願いしたいと依頼があります。それでは説明します。議案第39号は、建設課所管です。環境負荷の低減と長寿命で質の高い住宅整備を推進するための補助金に不足が見込まれることから、追加の補助金交付に係る費用を補正したいとのことです。速やかに申請受付を再開し、さらに事業を進めたいということで、初日で採決をお願いしたいと依頼があります。後ほど議案の審議方法を協議していただきたいと考えておりますので、ご承知ください。議案第40号は、9つの所管課による補正予算となっております。大きくは「新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰等へ対応」と「その他」となっています。「新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰等への対応」としては、①は健康保険課所管で9月1日から始まる新型コロナウイルスワクチン接種に向けた接種体制の確保等に必要な費用、②は福祉介護課所管で物価高騰の負担感が大きい低所得世帯に対する給付金支給のための費用、③は環境生活課・福祉介護課・健康保険課がそれぞれ所管で、原油価格高騰等の影響を受け厳しい経営状況にある市内公共交通事業者、福祉施設等、公的病院を支援するための費用、④は農林課所管で畜産事業者への畜産飼料価格高騰分を支援するための費用を補正したいというものです。次に「その他」の費用ですが、①は総務課所管でマイナポイントの申込期限の再延長に伴う支援体制の継続に係る費用、②は企画政策課所管で国の補助事業の採択を受けサテライトオフィス等の活用への市外企業誘致等に係る費用、③は福祉介護課所管で生活保護制度の見直しに伴うシステム改修費用、④は環境生活課所管で国の補助事業の採択を受け太陽光発電設備設置を支援するための費用、⑤は観光商工課所管で青山学院大学と連携し「妙高」の認知度向上を図るため必要な費用、⑥も観光商工課所管で県の補助事業の採択を受けスキー場への共通ICゲート等の導入に補助するための費用、⑦は生涯学習課所管で新井総合文化ホール開館40周年事業の実施に係る費用、⑧も生涯学習課所管でジュニアスキー選手の育成を目的とした指定寄附を活用した選手の育成に

係る費用、⑨はこども教育課所管で子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金の額の確定に伴う精算返納金を補正したいというものです。以上、議案第40号については補正予算額総額で約3億7000万円規模の補正を行いたいとするものです。次に、人事案件は4件です。議案第41号は、固定資産評価審査委員会委員の川久保寛さんが令和5年6月30日で任期満了となることから、地方税法第423条第3項の規定により、後任委員について議会の同意を求めるものです。再任の提案と聞いています。諮問第1号は、人権擁護委員の尾島美智恵さんが令和5年9月30日で任期満了となることから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、後任委員について議会の意見を得るため、諮問するものです。再任の提案と聞いています。諮問第2号は、人権擁護委員の大久保眞樹子さんが令和5年9月30日で任期満了となることから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、後任委員について議会の意見を得るため、諮問するものです。新任の提案と聞いています。諮問第3号は、人権擁護委員の川村幸子さんが令和5年9月30日で任期満了となることから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、後任委員について議会の意見を得るため、諮問するものです。新任の提案と聞いています。以上で、付議予定案件の説明とさせていただきます。

○委員長（霜鳥榮之） はい、ありがとうございました。以上付議予定案件について説明がありました。数多くありましたけども、何かご質問等ございましたら伺います。いかがでしょうか。特段よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（霜鳥榮之） はい。それでは次に①の会期について説明をお願いします。局長。

○事務局長（阿部光洋） レジメ1ページ上段、①の会期について、をごらんください。①会期は、いまほど付議予定案件で説明したとおり15件でありますので、これを審議するためには、本会議4日、委員会3日、休会11日の計18日が必要であります。したがって会期は5月29日から6月15日までの18日間としたいものです。以上です。

○委員長（霜鳥榮之） ただいま説明がありましたが、本会議等で18日間を必要とし、会期は5月29日から6月15日ということですがこれについて何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（霜鳥榮之） 特段無いようでございます。お諮りします。会期はただいまの説明のとおりとすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（霜鳥榮之） ご異議なしと認め、会期はこのように決定されました。次に②会期日割りについて説明願います。局長。

○事務局長（阿部光洋） ②日割り案については、すでに見込みという事で内示させていただきました。資料の7ページ、会期日割表（案）をごらんください。5月29日は、開会前の9時50分過ぎから永年勤続議員の表彰伝達を行います。今回表彰を受けられる議員は、高田議員、関根議員、横尾議員が15年以上に対する表彰です。また、4月に教育長が変わってからの初めての本会議となりますので、表彰状伝達後に、塚田新教育長から就任あいさつがあります。引き続き10時から本会議が予定されています。6月1日は10時本会議、一般質問となります。6月2日は10時本会議、一般質問となります。通告人数によっては休会です。一般質問については1日に最大7から8名となっております。6月7日、8日、9日は委員会です。各委員会順は、このあとお諮りいただきますが、参考までにローテーション順ですと、7日（水）は総務委員会、8日（木）は厚生文教委員会、9日（金）は産業経済委員会です。6月15日は、10時から本会議、最終日となります。一般質問通告締め切りは、記載のとおり初日3日前の5月24日正午です。以上です。

○委員長（霜鳥榮之） ただいま説明がありましたが、会期日割りについて何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（霜鳥榮之） お諮りします。まず、会期日割りについては、ただいま説明のとおりとすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（霜鳥榮之） 異議なしと認め、会期日割りについてはこのように決定します。次に日割のうち、委員会審査の順番についてローテーションでは、今説明があったとおりですが、これについて、委員長さんの調整をお願いしたいと思います。暫時休憩します。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時18分

○委員長（霜鳥榮之） それでは休憩を解いて会議を続けます。ただいま委員長間での調整の結果、7日が厚生文教委員会、8日は産業経済委員会、9日が総務委員会ということでございます。この決定に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（霜鳥榮之） 異議なしと認めます。委員会日程についてはこのように進めたいと思います。次に一般質問の通告締め切りは5月24日正午でご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（霜鳥榮之） ご異議なしと認め、通告締め切りについてはこのように決定します。一般質問の提出については、事前の調整を早めに行っていたいただいております。引き続き早めの提出にご配慮願いたいと思います。なお、一般質問の割り振りについては通告順になりますので、議会運営委員会は開催せず委員長にご一任いただくことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（霜鳥榮之） ご異議なしと認め、一般質問の割り振りについてはこのように取り扱います。一般質問の割り振りについては、5月24日に決定次第連絡申し上げますので、よろしく願いいたします。次に、③議事日程について説明願います。事務局長。

○事務局長（阿部光洋） レジメ1ページの③議事日程については、8ページ、9ページをご覧ください。まず、本会議開会に先立ち、今回は3名に対して永年勤続議員表彰状の伝達を行い、そのあと、塚田教育長の就任あいさつがあります。時間は9時50分過ぎ頃からです。次に、市長招集あいさつがあり、議事日程に進みます。資料8ページの令和5年第3回妙高市議会定例会、議事日程第1号をご覧ください。議事日程第1号、5月29日ですが、議事日程第1から第3については記載のとおりであります。第4、第5は、専決処分の承認です。第4は報告第2号と報告第3号の条例の一部改正、第5は、報告第4号と報告第5号の補正予算です。第4、第5の専決処分の承認は、いずれも即決をお願いします。委員会付託なしの即決となるため、会議規則に基づく質疑回数3回は、適用除外での運営になります。第6、議案第36号の事件議決については、総務委員会へ付託。第7、議案第37号と議案第38号についての事件議決は産業経済委員会へ付託となります。第8、議案第34号と議案第35号についての条例関係は、総務委員会へ付託となります。第9については後ほど説明しますので、ひとつ飛びまして、第10、議案第40号、令和5年度一般会計補正予算（第3号）は、各所管委員会へ付託いたします。次に9ページの中段からになります。議事日程第2号、6月1日、本会議一般質問となります。最大7から8人です。次に議事日程第3号、6月2日の一般質問2日目ですが、通告人数によっては休会となる場合があります。次の議事日程第4号、6月15日、本会議最終日です。まず、付託案件の委員長報告、採決等となります。続いて人事案件は、即決となります。4件の案件が見込まれています。次に、発議として、現時点で3件、委員会条例と会議規則の一部改正、文化芸術基本

条例の制定が見込まれています。最後に所管事務調査があれば議決があります。それでは、レジメ 2 ページに戻っていただいて、上段のほうになります。日程第 9 の議案第 39 号、一般会計補正第 2 号の審議方法について、説明します。一般会計補正第 2 号については、先ほど付議予定案件で説明しましたとおり、執行部側から速やかに申請受付を再開し、さらに事業を進めたいとのことで、即日、採決してほしいと依頼がある議案です。四角い枠ですが、議会運営マニュアルでは原則として所管委員会へ付託するのが例であるとしていますが、委員会付託を省略し、即決する場合は議運で決定する、としています。四角い枠の下の方をご覧ください。1) の審議方法案 1 は、産業経済委員会へ即日付託する案です。総括質疑のあと産業経済委員会に付託し、本会議を休憩して委員会を開催、委員会終了後、委員長報告を作成していただき、本会議を再開し、委員長報告、質疑、討論、採決となります。なお、インターネット中継用パソコンの移動準備が必要になります。また、時間の目安は省略していますが、時間は制限するものではありません。2) の審議方法案 2 は委員会付託せず即決とし、質疑回数 3 回は適用せず、所管制限なしにより審議します。質疑、討論後に起立採決とする流れです。後ほど審議方法を決めていただきたいと思います。以上③議事日程を説明しました。

○委員長（霜鳥榮之） ただいま議事日程について説明がありました。まず、日程第 9 の議案第 39 号、一般会計補正第 2 号の審議方法について、皆さんからご意見をいただきたいと思いますが。

○渡部委員 はい。これについては追加の補助金の交付に係る補正でございますので、委員会付託でなく即決でよろしいのではないかと思います。

○委員長（霜鳥榮之） はい。他にいかがですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（霜鳥榮之） はい。お諮りします。日程第 9、議案第 39 号、一般会計補正第 2 号については、即決とし、委員会付託しないで審議することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（霜鳥榮之） 異議なしと認めます。それでは、日程第 9、議案第 39 号、一般会計補正第 2 号については、即決とし、委員会付託しないで審議することに決定しました。

○委員長（霜鳥榮之） その他の議事日程や、永年勤続議員の表彰状の伝達、委員会付託、人事案件、議員発議などを含めて、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（霜鳥榮之） お諮りします。その他の議事日程などについて、説明のとおり日程とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（霜鳥榮之） ご異議なしと認め議事日程等については、このように取り扱います。次にレジメ 2 ページ④追加予定議案の有無について、⑤請願、陳情、及び ⑥要請の受付状況について、一括説明願います。事務局長。

○事務局長（阿部光洋） ④追加予定議案は、本日現在ございません。⑤請願、陳情と、⑥要請についても、本日現在ございません。

○委員長（霜鳥榮之） 請願、陳情、要請の関係については、説明のとおりです。なお、本日以降、本会議 3 日前までに提出されるものについては、議運を開催せず、その取扱いを初日の全協にて、議長より報告するというようにさせていただきます。これについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○委員長（霜鳥榮之） ご異議なしと認め、このように取り扱います。

2) 全員協議会報告事項

○委員長（霜鳥榮之） 次に2)の全員協議会報告事項について一括説明願います。事務局長。

○事務局長（阿部光洋） レジメ3ページ、2)の①5月29日の議会側の全員協議会ですが、午前9時30分から開催します。レジメに記載のとおり、今日のこの議運結果や一般質問割り振り、議会報告会・意見交換会の意見の取扱い方針など各種報告。あと委員会条例の一部改正、会議規則の一部改正、妙高市文化芸術基本条例の制定に関すること、また、永年勤続表彰の祝賀会についての報告になります。次に、②執行部側の全協は、現時点では報告案件なしとなっております。以上です。

○委員長（霜鳥榮之） 全員協議会について説明がありましたが何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（霜鳥榮之） 特段無いようでございます。それではただいまの説明どおり行うということでよろしくお願います。

3) 議会改革に伴う議員発議について

○委員長（霜鳥榮之） 次に、3)議会改革に伴う議員発議についてです。①妙高市議会委員会条例の一部を改正する条例議定について、及び②妙高市議会会議規則の一部を改正する規則議定についてですが、いずれも5月8日の議運と5月15日の全協を踏まえた、「常任委員会数と名称、定数、所管の見直し」と、「広報広聴委員会の構成員の規定の見直し」の議員発議案となります。発議案についてはそれぞれ10ページからの資料になります。この内容について、皆さんのほうで何か、ご質問等ございませんか。いいですか。特段ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（霜鳥榮之） はい。それでは、別添資料のとおり、本条例案を発議案として、先例にならい、賛成者を議運メンバー全員、提出者は議運委員長とし、最終日に発議したいと考えております。また、今後、法制執務部局との調整により、字句に修正が生じた場合については、正副委員長に併せて一任願いたいと思いますが、これについて、ご異議ございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○委員長（霜鳥榮之） ご異議なしと認め、本案を基本として、提出者は議運委員長、賛成者は議運メンバー全員とし、最終日に発議するということが決定しました。

4) その他議会運営について

○委員長（霜鳥榮之） 次に4)その他、議会運営について、①の広報広聴委員会協議結果報告について説明を願います。高田広報広聴委員会委員長。

○高田広報広聴委員会委員長（高田保則） じゃあ私のほうから先日行われました議会報告会、意見交換会について、広報広聴委員会で内容を検討した結果をお知らせしたいと思います。内容については皆さんにもうすでに別紙で5枚差し上げておりますが、それに基づいて報告をしたいと思います。4月18日から20日に開催しました議会報告会・意見交換会の意見等について、5月15日の広報広聴委員会で取り扱いを協議いたしました。意見等の対応については別添の一覧表を5月21日に議案と一緒にデータ配信します。今後の対応につきましては、行政側に伝える、こうした意見は執行部に伝えていきたいと思っています。また、委員会等で協議することとした意見は、6月定例会の常任委員会で協議、対応していただきたいと考えております。具体的には令和5年議会報告会・意見交換会における意見等の対応について、

この別紙の一番右側に意見の対応協議結果で、委員会等で対応を協議となっている項目でございます。1ページの1から5番目、それから2ページ目の8番が、その回答となっております。これらはすべて一貫して、外国人移住者へのサポートや、インバウンドへの対応についてであります。総務委員会において協議を行うべき案件としてあげていきたいと思っております。委員会でもよろしく、ご審議よろしくお願いたします。4月の意見交換会でいただいた意見等の取扱いについては、今後ホームページ等で公表していきたいというふうに思います。以上で広報広聴委員会の報告を終わります。

○委員長（霜鳥榮之） ただ今の説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（霜鳥榮之） 特段無いようでございます。それでは、ただ今の説明内容を、全協で説明願います。次の②今後の会議等の予定について、説明を願います。事務局長。

○事務局長（阿部光洋） それでは、3ページ、4）の②をご覧ください。項目のアですが、永年勤続表彰における祝賀会についてです。最終日の6月15日、木曜日、午後5時45分頃から開催できるかと思っております。新井総合コミセン2階大会議室は予約済みです。ケータリング方式での開催を想定しています。議員倶楽部当番幹事、5月から7月の当番は植木議員、霜鳥議員となります。開催の有無を含め、どのような取り扱いとするか、対応を協議いただきたいと思っております。

○委員長（霜鳥榮之） ただ今の説明について、ア、永年勤続表彰における祝賀会について、ご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（霜鳥榮之） 特段無いようでございます。祝賀会については、事務局から説明があったように進めるということで、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○委員長（霜鳥榮之） それでは、そのように対応したいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

5) その他

○委員長（霜鳥榮之） 5) その他ですが、①について、事務局お願いたします。

○事務局長（阿部光洋） ①6月定例会以降の議案書等の取扱いについてです。先日の5月15日の全協でもお話ししましたが、6月定例会から議案はタブレット端末へのデータ配信となり、自宅への文書でのお届けはしませんので、ご承知おきいただきたいと思っております。タブレット端末に掲載しましたらメールで連絡することになりますので、よろしくお願いたします。また、そのタブレット端末に配信したデータを印刷したい場合のやり方については、皆さんに手順を示したマニュアルを配信しました。不明な点等は事務局に問い合わせいただきたいと思っております。以上です。

○委員長（霜鳥榮之） はい。それではよろしくお願したいと思っております。今の件に関連しますが、②「予算書」、それから「予算・主要事業の概要」、「決算書」、「決算書附属書類」の取扱いについてです。印刷が必要となると、なかなか対応が困難だと考えられますが、この取り扱いについて協議したいと思っております。皆さん、いかがでしょうか。なお、ICT推進プロジェクト会議では、紙資料が必要な場合は各自で購入するという方針が示されていたところですが、併せてお願をいたします。暫時休憩します。意見交換したいと思っております。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時51分

○委員長（霜鳥榮之） 休憩を解いて会議を続けます。皆さんからいろいろご審議をいただきました。今提示いたしました、予算書、予算・主要事業の概要、決算書、決算書附属書類等の取り扱いについてですが、必要な方は購入し

て、政務活動費の対象とするっていう形でもって進めていく。ただし、9月議会については、もろもろバラバラ、アンバランスって形だと、審議に支障を来たすっていう形の中で、全員がこの紙媒体で対応することも、皆さんに要請をしておくという流れで対応したいと思います、それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○委員長（霜鳥榮之） はい。じゃそのように対応させていただきます。それでは、次にこども議会のまとめについてですが、これは私のほうからです。先般、皆さんのところにたたき台としてお届けをさせていただきました。大変遅くなりましたけどやっとの思いでもって、作りました。で、当初のこのまとめについては、次回に開かれるこども議会の運営にあたって参考資料となればという位置付けでまとめました。この前の審議の中で、こども議会の最終審議の中で、3校あるうち順次3校を回しましょうという。従って今後対応してくってという、こういう位置付けの中でまとめたんですが、議運の日時と審議の経過を主に中心にして、これをベースにししながら、必要に応じて、議事録等を見ていただいて、必要な部分をそこでもって見るのに、探し出すのに楽なようにっていうような立場で出させていただきました。で、皆さんからのご意見をいただいて、これをまとめとして提案したいというふうに思っております。私も見直した中でもって、字句の修正等若干ありますけども。それは、お任せをいただきたいなどというふうに思っているのが一つと。それから最後に、子どもたちからのワークシートとともに、現場視点の評価、生徒と教職員の意見云々っていうのあったんですが、これも添付してっていうふうに言ったんですが、これはタブレットにアップしてあるんですね。で、これそのものについても紙ベースで皆さんに配るか。タブレット掲載でもって皆さんに報告するか。その辺のところも含めて、皆さんのご意見を伺いたいと思います。それと字句等の修正がありましたらそれについてもまたお聞かせいただければというふうに思います。いかがでしょうか。

○天野委員 タブレットでいいと思います。

○委員長（霜鳥榮之） タブレットでね。はい。他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

○委員長（霜鳥榮之） はい。字句の修正等はお任せいただけますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり。〕

○委員長（霜鳥榮之） はい。それでは、お諮りします。字句の修正等は、お任せいただいて、若干の修正を付け加えさせていただきます。で、紙媒体で配るのではなしに、タブレットに掲載するというだけでもって、全員に報告すると。こういう対応をとるということですが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○委員長（霜鳥榮之） はい。異議なしと認めます。そのように進めさせていただきます。次に、他に何か皆さん何かございませんか。その他よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

○委員長（霜鳥榮之） はい。特段ないようでございます。それでは以上をもちまして、議会運営委員会を閉会させていただきます。ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時56分

議会運営委員会委員長	
------------	--